企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成22年４月15日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づいて公告いたします。

平成 22 年４月 27 日

東京都青梅市今井三丁目９番18号

エス・イー・エス株式会社企業年金基金

清算人　上杉信三郎

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成22年４月15日をもって清算結了の承認を受けたので、企業年金基金令第59条により公告いたします。

１．清算人氏名　上杉信三郎

２．住所　東京都青梅市今井三丁目９番18号

平成 22 年４月 27 日

エス・イー・エス株式会社企業年金基金

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 22 年３月 31 日

会計検査院共済組合代表者

会計検査院長　西村　正紀

第17条に次の１項を加える。

2　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。

第22条に次の１項を加える。

2　法第63条第２項の規定により埋葬料を支給する場合において、埋葬に要した費用に相当する金額が同条第１項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該埋葬に要した費用に相当する金額から当該政令で定める金額を控除して得た金額を埋葬料附加金として支給する。ただし、当該埋葬料附加金の金額が50,000円を超えるときは、これを50,000円とする。

第31条第１項の表中「$\frac{31.44}{1,000}$」を「$\frac{27.41}{1,000}$」に、「$\frac{3.05}{1,000}$」を「$\frac{3.89}{1,000}$」に、「$\frac{62.88}{1,000}$」を「$\frac{54.82}{1,000}$」に、「$\frac{6.10}{1,000}$」を「$\frac{7.78}{1,000}$」に改める。

附則第５条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に、「附則第５条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。

附　則

1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

警察共済組合定款の一部変更について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第５条第９項の規定に基づき、警察共済組合定款の一部変更を次のとおり公告する。

平成 22 年４月 27 日

警察共済組合

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成 22 年３月 17 日

警察共済組合理事長　佐藤　英彦

第21条の表災害見舞金附加金の項中「第73条に」を「第72条に」に、「第63条」を「第73条」に改める。

第28条第１号中「1,190円」を「1,242円」に改め、同条第２号中「1,904円」を「1,988円」に改める。

附則第３項中「保険外併用療養費、療養費」を「保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）」に改める。

附　則

この変更は、平成22年４月１日から施行する。

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成 22 年３月 31 日

警察共済組合理事長　佐藤　英彦

第24条第１項の表１中「1,000分の45.00」を「1,000分の48.10」に、「1,000分の5.85」を「1,000分の6.50」に改め、同項の表２中「1,000分の36.00」を「1,000分の38.48」に、「1,000分の4.68」を「1,000分の5.20」に改め、同条第２項中「1,000分の90.00」を「1,000分の96.20」に、「1,000分の11.70」を「1,000分の13.00」に改める。

附則第６項中「1,000分の45.00」を「1,000分の48.10」に、「1,000分の36.00」を「1,000分の38.48」に、「1,000分の5.85」を「1,000分の6.50」に、「1,000分の4.68」を「1,000分の5.20」に改める。

附則第11項を削る。

附　則

1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

2　変更後の第24条の規定は、平成22年４月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年３月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。

3　変更後の附則第６項の規定は、平成22年４月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年３月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

会社その他

合併公告

左記会社は甲を存続会社、乙、丙、丁、戊、己及び庚を消滅会社として各々吸収合併を実施することに致しました。

これらの吸収合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月三十日
掲載頁　二〇六頁（号外第一三八号）

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十七日
掲載頁　一三四頁（号外第一五一号）

(丙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十二日
掲載頁　八〇頁（号外第一三三号）

(丁) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十日
掲載頁　一一四頁（号外第一二一号）

(戊) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月三十日
掲載頁　二八二頁（号外第一三八号）

(己) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十二日
掲載頁　一五六頁（号外第一三〇号）

(庚) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十九日
掲載頁　一三二頁（号外第一二八号）

平成二十二年四月二十七日

東京都中央区銀座七丁目一六番一二号

(甲) リコー販売株式会社

代表取締役　谷口　邦雄

北海道札幌市北区北七条西四丁目一二番地

(乙) リコー北海道株式会社

代表取締役　坂主　智弘

宮城県仙台市青葉区五橋一丁目五番三号

(丙) リコー東北株式会社

代表取締役　佐藤　憲一

愛知県名古屋市北区稚児宮通一丁目三〇番

(丁) リコー中部株式会社

代表取締役　荒川　章

大阪府大阪市中央区谷町四丁目一一番六号

(戊) リコー関西株式会社

代表取締役　佐藤　邦彦

広島県広島市中区八丁堀五番七号

(己) リコー中国株式会社

代表取締役　家永　廉直

福岡県福岡市西区石丸二丁目三八番二九号

(庚) リコー九州株式会社

代表取締役　赤星　敏明